

(生 13)

令和2年5月18日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥



新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
必修診療科等の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、医師臨床研修制度において予定されている研修プログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等については、「新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等の取扱いについて」（令和2年4月14日付け事務連絡）にて示されておりました（添付資料2）。

今般、標記につきまして、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を踏まえ、1. 地域医療研修が予定期間内に実施できない場合、2. 選択必修科目の研修が行えない場合、3. 研修は実施可能だが症例が減少している場合、4. 新型コロナウイルス感染症対応業務を通じて不足する経験を補う場合の取扱いについて示されました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う必修診療科等の取扱いについて
(令2. 5. 13 厚生労働省医政局医事課 事務連絡)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等

の取扱いについて

(令 2. 4. 14 厚生労働省医政局医事課 事務連絡)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 13 日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
必修診療科等の取扱いについて

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等により、適切にご対応いただいているところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医師臨床研修制度において予定されている研修プログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等については、「新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 14 日付け事務連絡）にてご対応いただいているところである。

この度、一部の臨床研修病院において新型コロナウイルス感染症の影響により、特に地域医療研修をはじめとする必修診療科等について実施が困難である状況に鑑み、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見もふまえ、下記のとおり取扱いとしたため、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 地域医療研修が実施できない場合の取扱いについては、原則として研修予定期間内に地域医療研修を行えるよう、研修先の変更も含め、可能な限り調整を行うこと。
ただし、感染がさらに拡大し遷延した地域等において、上記の原則の遵守が困難である場合は、地域医療研修の代替として、基幹施設または協力施設における以下に掲げる研修、及び保健指導等の地域保健に係る業務（保健所における新型コロナウイルス

ス感染症対応を含む。)を合計4週以上行い、到達目標が達成されたと判断された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

- ・一般外来
- ・救急外来における初診診療
- ・在宅医療の研修
- ・退院支援等、他施設との連携が必要な業務（慢性期・回復期病棟における当該業務を含む）

2 選択必修科目の研修が行えない場合の取扱いについては、原則として研修予定であった選択必修診療科の実施時期を調整し、研修を行うこと。また、他の選択必修診療科の研修が可能である場合には、当該研修可能な診療科における研修を行うこと。

ただし、上記の原則の遵守が困難である場合は、救急研修の期間を延長する等、その後の研修において幅広い疾患・患者を経験できる配慮を行った上で、研修修了時に到達目標を達成できた場合に限り、研修の修了を認めることとする。

なお、予定した診療科での研修ができないことを考慮し、経験が求められる疾患・病態についての症例レポートについては、入院患者の受け持ちのみではなく、外来診療で経験した症例について作成することを可能とする。

3 特定の診療科において、研修の実施は可能だが、新型コロナウイルス感染症対応のため、症例が減少している場合は、原則として、診療体制が正常化した後に、当該診療科の研修期間を再度設け、必要な症例を経験すること。

ただし、上記の原則の遵守が困難である場合は、以下に掲げる例示のように、他の領域の研修時に可能な限り当該診療科に準ずる経験を積み、到達目標が達成された場合に限り、研修の修了を認めることとする。

例)

- ・外科について、整形外科や脳神経外科等、他の診療科の研修において、周術期管理を経験する。
- ・手技については、救急外来での診療において経験する。
- ・麻酔科について、集中治療室での研修において、全身管理を経験する。

4 適切な研修が行うことができない期間があることに鑑み、新型コロナウイルス感染症対応業務を通じて不足する経験を補い、感染症への対応能力の向上の機会とすることも可能である。ただし、臨床研修医が新型コロナウイルス感染症診療に参加するに当たっては、以下の参考で掲げる研修ツール等を用いて、疾患の特徴などを学修し、感染防御策も修得した上で当たるよう指導すること。

また、研修医の新型コロナウイルス感染症診療への従事に当たっては、研修医本人の意思・研修医の習熟度・指導の体制・感染対策の観点から、その是非を総合的に判断すること。

その際、研修医の習熟度によっては、研修医の新型コロナウイルス感染症診療への従事が研修医・指導医共に負担増となる可能性もあるため、各施設の実情に応じて判断し、かつ研修医が新型コロナウイルス感染症対応業務への診療従事に同意しないことが、本人の不利益とならないようにすること。

(参考)

○人工呼吸教育ビデオ（日本 COVID-19 対策 ECMOnet (Japan ECMO net for COVID-19)Ver1.0)
(2020年04月15日 一般社団法人 日本呼吸療法医学会)

<http://square.umin.ac.jp/jrcm/news/news20200415.html>

○JSEPTIC & CCPAT COVID-19 共同情報提供サイト（JSEPTIC：特定非営利活動法人 日本集中治療教育研究会、CCPAT：一般社団法人 集中治療医療安全協議会）

<http://ccpat.net/sccm-covid-19-resources-jp/>

・重症患者管理教育ツール（集中治療を専門としない医療者用）

<http://ccpat.net/9845-2/>

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う
研修プログラム等の取扱いについて

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等（別紙参照）により、適切にご対応いただいているところである。

また、臨床研修病院が取り組む安全管理や研修医の処遇等については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「省令施行通知」という。）、「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」（平成 27 年 2 月 24 日付け医政医発 0224 第 1 号。以下「休止等取扱通知」という。）等により、研修プログラムの変更を含め、その取扱いをお示ししているところである。

一部の臨床研修病院においては、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されたプログラムの実施が困難になることが想定されることから、研修プログラムの変更等について、下記のとおり引き続き柔軟な運用を行うよう、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政局長通知）第 2 の 10 の（5）における「やむを得ない場合」に該当し、研修プログラムの変更を行う事が認められること。その場合において、基幹型臨床研修病院の開設者は、当

該通知に記載のとおり、基幹型臨床研修病院の所在する都道府県に届出を行うこと。

- 2 1により研修プログラムを変更する場合は、必修分野の推奨時期(内科は1年目に行う等)に関わらず、プログラムを組み替えても差し支えないこと。
- 3 特に2年目の研修医において、必修分野である地域医療研修の実施が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症対応への従事等、所属する基幹型研修病院の指示に従い適切に研修を行い、地域医療研修の実施時期については調整を行うこと。
- 4 「臨床研修病院が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組について」(令和2年3月23日付け事務連絡)の4のとおり、研修医が採用後に自宅待機等により研修を休止した場合に加え、院内感染や感染者との濃厚接触等の新型コロナウイルスに起因する理由により研修を休止した場合も、省令施行通知及び休止等取扱通知に規定する90日間を上限とした「その他正当な理由」による休止期間に該当すること。